

【運用報酬の体系】

三井不動産ロジスティクスパーク投資法人は、当社と締結した資産運用委託契約に従い、下表のとおり当社に対して資産運用報酬を支払います。

詳細については投資法人規約第 37 条をご参照ください。 [投資法人規約](#)

運用報酬Ⅰ	総資産額（未償却ののれん相当金額控除後）× 0.1%（上限）
運用報酬Ⅱ	営業利益（運用報酬及び減価償却費控除前且つのれん償却費加算後）× 5.5%（上限）
運用報酬Ⅲ	税引前当期利益（運用報酬控除前、不動産等の売却損加算・売却益控除後、のれん償却費加算・負ののれん発生益控除後）×EPU（投資口1口当たり税引前当期利益）× 0.001% [※] （上限）
取得報酬	取得価額 × 0.5%（上限） 但し、利害関係者からの取得の場合 取得価額 × 0.25%（上限）
譲渡報酬	譲渡価額 × 0.5%（上限） 但し、利害関係者に対する譲渡の場合 譲渡価額 × 0.25%（上限）
合併報酬	合併相手方が保有する資産の評価額 × 0.5%（上限） 但し、利害関係者との合併の場合 合併相手方が保有する資産の評価額 × 0.25%（上限）

※当該営業期間が6ヶ月に満たない場合又は6ヶ月を超える場合は、0.001%に「183を当該営業期間の実日数で除した数」を乗じた料率に調整する。